

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定申請について



環境省は株式会社クレハ環境より低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下、PCB という)廃棄物に係る無害化処理の認定申請を受け、2019年9月5日付けでその告示を行うとともに、申請書等の縦覧について公表しました。(縦覧期間:2019年10月4日まで)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)の規定に基づき、低濃度PCB廃棄物についての高度な技術を用いた無害化処理を行い、または行おうとする者には、環境大臣の認定を受けることができるようになりました。また、環境大臣は、認定の申請があった場合、申請に係る事項等について告示し、申請書等を告示の日から1ヶ月間公衆の縦覧に供しなければならないこととされています。

同法の規定により、本認定に係る施設の設置に関し利害関係を有する者は、環境大臣に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができることとされており、当該意見募集についても併せて行うことを公表しました。(意見提出期限:2019年10月18日まで)

(申請の概要)

① 申請者の住所、名称、代表者の氏名

福島県いわき市錦町四反田30番地
株式会社クレハ環境 代表取締役 佐野 健

② 施設設置場所

・福島県いわき市錦町落合102番2、106番1、115番、115番2、120番、126番、182番
及び183番、並びに四反田1番4、1番12、1番13、8番1、9番1、9番4及び9番5

③ 施設の種類 ・廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設

④ 処理を行う廃棄物の種類

- ・廃PCB等(微量PCB汚染絶縁油が廃棄物となったもの、PCBの濃度が5,000mg/kg以下のもの。)
- ・PCB汚染物(微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの、PCB汚染物のうちPCBの濃度が5,000mg/kg以下のもの。)
- ・PCB処理物(微量PCB廃棄物を処理したもの、PCB処理物のうちPCBの濃度が5,000mg/kg以下のもの。)

当社では、絶縁油中のPCB分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 [2019年9月5日付 環境省報道発表資料](#)

研究開発箇所 佐野史明

